

## 【新設・拡充等の内容】

### 「創業」 ~多くの創業希望者が新たな事業に積極的にチャレンジできるよう後押し~

#### ○融資対象

- ① 現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有しているもの
- ② 創業した日から5年未満である中小企業者等
- ③ 分社化しようとする会社または分社化により設立された日から5年未満の会社

#### ○融資条件

資金使途	運転資金・設備資金																			
融資限度額	(旧) 2,500万円 (融資対象①の場合は、自己資金に1,000万円を加えた額の範囲内) ⇒ (新) <u>3,500万円</u> (融資対象①の場合は、自己資金に <u>2,000万円</u> を加えた額の範囲内)																			
融資期間	運転資金 7年以内 (据置期間 1年以内) 設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)																			
融資利率 <u>最大 0.3% 引き下げ</u>	固定金利の場合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">融資期間</th> <th colspan="2">責任共有制度</th> </tr> <tr> <th>対象の場合</th> <th>対象外の場合 (旧⇒新)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以内</td> <td>1.9%以内</td> <td>1.7%以内 ⇒ <u>1.5%以内</u></td> </tr> <tr> <td>3年超 5年以内</td> <td>2.1%以内</td> <td>1.9%以内 ⇒ <u>1.6%以内</u></td> </tr> <tr> <td>5年超 7年以内</td> <td>2.3%以内</td> <td>2.1%以内 ⇒ <u>1.8%以内</u></td> </tr> <tr> <td>7年超</td> <td>2.5%以内</td> <td>2.3%以内 ⇒ <u>2.0%以内</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※商工団体等の支援を受けた場合「創業支援特例」・・・上記より 0.4%優遇</p>			融資期間	責任共有制度		対象の場合	対象外の場合 (旧⇒新)	3年以内	1.9%以内	1.7%以内 ⇒ <u>1.5%以内</u>	3年超 5年以内	2.1%以内	1.9%以内 ⇒ <u>1.6%以内</u>	5年超 7年以内	2.3%以内	2.1%以内 ⇒ <u>1.8%以内</u>	7年超	2.5%以内	2.3%以内 ⇒ <u>2.0%以内</u>
融資期間	責任共有制度																			
	対象の場合	対象外の場合 (旧⇒新)																		
3年以内	1.9%以内	1.7%以内 ⇒ <u>1.5%以内</u>																		
3年超 5年以内	2.1%以内	1.9%以内 ⇒ <u>1.6%以内</u>																		
5年超 7年以内	2.3%以内	2.1%以内 ⇒ <u>1.8%以内</u>																		
7年超	2.5%以内	2.3%以内 ⇒ <u>2.0%以内</u>																		
保証料補助	東京都が信用保証料の2分の1を補助																			

### 「小口」 ~小規模事業者の持続的発展を支援~

#### ○融資対象

従業員数が製造業等 20人以下（卸・小売・サービス業は5人以下）の事業者等であって、この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が 2,000万円以下（拡充前は1,250万円）のもの

#### ○融資条件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額	1,250万円 (旧) ⇒ <u>2,000万円 (新)</u>		
融資期間	運転資金 7年以内 (据置期間 6か月以内) 設備資金 10年以内 (据置期間 6か月以内)		
融資利率	固定金利 1.9%以内～2.5%以内 (融資期間により異なる) ※商工団体等の支援を受けた場合「小口支援特例」・・・上記より 0.4%優遇		
保証料補助	東京都が信用保証料の2分の1を補助		

## 「事業承継」～後継者が円滑に承継できるよう支援～

### ○ ご利用いただける方

- ① 事業承継を10年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組む中小企業者
- ② 事業承継をした日から5年未満で、事業計画を策定し経営安定化等に取り組む中小企業者
- ③ 経営承継関連保証に係る東京都知事の認定を受けている中小企業者
- ④ 事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、東京都知事の認定を受けた会社である中小企業者の代表者個人

### ○ 融資条件など

	事業承継(融資対象1)	事業承継(融資対象2) [代表者個人への融資]	経営者保証特例(※1) [経営者の個人保証が不要]
融資対象	「ご利用いただける方」の ①から③	「ご利用いただける方」の④	「ご利用いただける方」の ①から③に該当し、直前の決算において一定の財務要件 (※2)を満たす方
資金使途	運転資金・設備資金	株式取得資金等で、中小企業の代表者が経営の承継に伴い事業活動の継続に必要なものとして経済産業省令で定めるもの	運転資金・設備資金
融資限度額	経営者保証特例と合わせて、2億8,000万円	2億8,000万円	事業承継(融資対象1)と合わせて、2億8,000万円
融資期間	10年内(据置期間2年内) 下記の商工団体の支援を受けた場合「事業承継支援特例」・・・ 上記より0.2%優遇	15年内(据置期間2年内)	運転 7年内 設備 10年内 (据置期間1年内)
融資利率	固定金利 1.5%以内～2.2%以内 (融資期間により異なる)	固定金利 1.5%以内～2.4%以内 (融資期間により異なる)	固定金利 1.7%以内～2.2%以内 (融資期間により異なる)
保証料補助	東京都が信用保証料の2分の1を補助		

New

New

(※1) 「責任共有制度の対象外となる場合」の融資利率は適用されません。

(※2) 一定以上の純資産額を基礎とし、その純資産額に応じて財務指標(自己資本比率や事業利益率などから選択)が一定の規準を満たす必要があります。

### ○ 融資利率の優遇措置の対象・・・「事業承継支援特例」

- ① 地域持続化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合会からの支援を1年内に複数回受け、その証明を受けていること
- ② 公益財団法人東京都中小企業振興公社における事業承継・再生支援事業による支援を1年内に複数回受け、その証明を受けていること

## 「経営支援」～経営改善を促進するメニューを統合・拡充～

### ○ 融資対象

- (1) 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等【国の全国統一保証制度に対応】  
(2) 東京信用保証協会、都内の商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は東京都より支援拠点の経営支援を受け、自ら改善計画を策定し、その証明を受けている中小企業者等

### ○ 融資条件

	融資対象(1)	融資対象(2)
資金使途	事業計画又は改善計画の実施に必要な運転資金・設備資金	
融資限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）	
融資期間	運転 7年以内（据置期間6か月以内） 設備 10年以内（据置期間6か月以内） 借換の場合：10年以内（据置期間1年以内）	10年以内（据置期間2年以内）
融資利率	1.5%以内～2.2%以内（融資期間により異なる）	
保証料補助	(旧) 東京都が小規模企業者に対して信用保証料の2分の1を補助  (新) 東京都が小規模企業者に対して信用保証料の3分の2、その他の中小企業者又は組合に対して信用保証料の2分の1を補助	(旧) 東京都が小規模企業者に対して信用保証料の3分の2、その他の中小企業者又は組合に対して信用保証料の2分の1を補助
その他	金融機関の責務及び報告などその他の条件については、国の「経営力強化保証制度要綱」に定めるとおりとする。	平成29年度は、経営支援メニュー（災害緊急、経営セーフ、経営一般、事業承継、都経営力強化）のいずれかの融資対象であることを要件としていたが、平成30年度からは当該要件を不要とする。

## New 「危機関連」～全国規模の経済危機や災害時等の国の動きに迅速に対応するため新設～

### ○ 融資対象

危機関連保証に係る区市町村長の認定（中小企業信用保険法第2条第6項に係る認定）を受けた中小企業者等

### ○ 融資条件

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	一般保証とは別枠で2億8,000万円（組合4億8,000万円）
融資期間	10年以内（据置期間2年以内）
融資利率	1.5%以内～2.0%以内（融資期間により異なる）
保証料補助	東京都が信用保証料の2分の1を補助

## 取扱金融機関について

### 1. 新たに取扱いを開始する金融機関

平成30年4月1日より、株式会社栃木銀行が都制度融資の取扱いを開始し、取扱指定金融機関数は83となります。

▶ 83取扱指定金融機関の一覧は、東京都のホームページをご覧ください。

### 2. その他

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの機能別組織再編により、三菱UFJ信託銀行株式会社の法人貸出等業務を株式会社三菱東京UFJ銀行（平成30年4月1日より、「株式会社三菱UFJ銀行」に商号変更）に移管することに伴い、三菱UFJ信託銀行株式会社の取扱指定を平成30年3月31日をもって終了します。